

# 人事労務通信



社会保険労務士事務所  
人事労務センター

〒812-0011  
福岡市博多区博多駅前 4-33-11-702  
☎ 092-409-4188  
Fax092-409-4187  
Eメール [akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)

## ブーゲンビリアの花



鮮やかなピンクの葉の中に、白い小さな花が咲きました。

これが、ブーゲンビリアの花なの？ブーゲンビリアといえば「鮮やかなピンクの花」と思っていたので、信じ難くて、ネットで調べてみました。

「鮮やかで豊富な花色が特徴ですが、実はこの色づいた花びらに見える部分は、花を取り巻く葉で、苞（ほう）といいます。

実際の花は、その中心に咲く白色の小さな筒状のものです」と紹介されていました。

初夏から秋までの長期間、楽しむことができますので、上手に育てるコツについても読み進み、植え替えや増やし方なども学びました。花言葉は、情熱です。

### 助成金情報

### 両立支援等助成金

(出生時両立支援コース)

両立支援等助成金は、男性労働者が育児休業取得できるように次の取組みを行った事業所に対して支給される助成金です。

1. 平成28年4月1日以降、男性が育児休業を取得しやすい職場風土作りのために、次の取組のいずれかを行ったこと。

ア、男性労働者を対象にした、育児休業制度の利用を促進するための資料等の周知

イ、管理職による、子が出生した男性労働者への育児休業取得の勧奨

ウ、男性労働者の育児休業取得についての管理職向けの研修の実施

2. 雇用保険の被保険者として雇用している男性労働者に子の出生後8週間以内（この出生日を含む）に開始している連続14日以上（中小企業は連続5日以上）の育児休業を取得させたこと

3. 育児・介護休業法に規定する育児休業の制度及び短時間勤務制度について就業規則等に規定していること

4. 次世代育成支援対策法に基づく一般事業主行動計画を策定し、その旨を労働局長に届出ていること。またその行動計画を公表し、労働者に周知していること

※助成金額（中小企業の場合）

① 1人目の育休取得・・・57万円

② 2人目以降の育休取得は、

育休5日以上・・・14.25万円

育休14日以上・・・23.75万円

育休1カ月以上・・・33.25万円

=====

## ハナキリン

真っ赤な花キリンが咲きました。

壱岐の実家で、見事に咲き誇っていた花です。



株分けしてもらい我が家の玄関先で育て始めて何年になるだろうか？

寒さに弱いからと冬には室内で育てました。その甲斐あってか、今年はこんなに綺麗に咲きました。



人事労務センターホームページ

<http://roumu.b-souken.com>

## 高年齢雇用継続基本給 付金の受給要件

### Q&A

Q：高年齢雇用継続基本給付金は、どのような要件がありますか？

A：雇用保険の被保険者であった期間が、5年以上ある被保険者で、60歳到達後も継続して雇用され、60歳以後の各月に支払われる賃金が60歳到達時点の賃金月額75%未満である方が対象となります。

Q：支給を受けることができる期間は、どのくらいですか？

A：被保険者が60歳に到達した月から65歳に達する月までですが、各暦日の初日から末日まで被保険者であることが必要です。

Q：60歳到達時点では、賃金月額が80%であった場合は、ずっと支給されないのですか？

A：例えば、62歳になって75%未満となれば62歳から65歳に達するまでの期間支給されます。

Q：2年前に60歳で定年退職となり、その後継続雇用により75%未満の賃金月額で雇用されている社員で、まだ「高年齢雇用継続基本給付金」の請求をしていない場合は、支給申請は出来ませんか？

A：支給申請に係る遅延理由書を添付したうえで、請求することによって、要件を満たした時点（60歳）に遡って支給されることとなります。

## 外国人雇用の概要と注意点 華の会6月例会

華の会の6月例会は、行政書士の小竹里香先生を講師に「外国人技能実習制度のしくみ」について学びました。



例会の後、早速、「ベトナム人技能実習生の実態“奴隷労働”」を求めました。

この本では「技能実習生の実態は、“実習生”という名目で、最低賃金以下の労働が強いられ」、「高額の家賃の請求、法外な渡航前費用が徴収されていることも多い」と過酷な実態が告発されています。

こうしたなかで「家族を助けるために技術を身に付けてから帰国したい」と踏ん張る実習生がいる一方で、「母国でサインした契約書と実際の給料は違う」と訴える実習生の実態なども触れられています。

改めて、こうした実態に驚き、現状をこのままにしていけないと強く思いました。



## あとがき

7月は、社労士業務としては、労働保険の年度更新と健康保険・厚生年金保険の算定基礎届と、1年中で一番忙しいかもしれません。

今年も、7月10日までの提出を完了することができ、ホッと一息つくことができましたが、引き続き、夏季賞与の支払い届が立て続けです。

事業所の担当者の方と連絡を取り、協力してもらいますが、8月まで続く業務です。

引き続きよろしくお祈いします。



人事労務センター

社会保険労務士 大隈昭子

TEL 092-409-4188

FAX 092-409-4187

Eメール：[akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)